

# 公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程

平成22年4月1日

規 程 第 3 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「就業規則」という。）第55条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における発明、考案、意匠に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 「職員等」とは、就業規則第2条第1項に規定する職員及びそれ以外で教育、研究を目的として法人と雇用関係にある者をいう
- 二 「職務発明」とは、その性質上法人の業務範囲に属し、かつ、当該発明をするに至った行為が法人における当該職員等の現在又は過去の職務に属する発明として第5条の規定により認定されたものをいう
- 三 「学生等」とは埼玉県立大学及び埼玉県立大学大学院の学生をいう
- 四 「発明者」とは、発明をした職員等及び第6条第2項の規定による申し出を行った学生等をいう

(権利の帰属)

第3条 法人は、発明について、この規程の定めるところにより特許を受ける権利若しくは特許権を承継することができる。

(発明の届出)

第4条 職員等は、法人の業務範囲に属する発明を行ったときは、速やかに発明届（様式第1号）及び発明者意見書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の発明が2人以上の者によって共同してなされたものであるときは、前項に掲げる書類のほか、その発明をした者それぞれの持分の割合及びその根拠を記載した書類を添えなければならない。

(届出に対する認定及び決定)

第5条 理事長は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、当該発明について法人が特許を受ける権利もしくは特許権を承継するかどうかの決定をするものとする。

(職務発明でない発明)

第6条 理事長は、前条の規定により職務発明でないと認定された発明について、発明者から特許を受ける権利もしくは特許権の譲渡の申出があったときは、当該発明について法人が特許を受ける権利若しくは特許権を承継するかどうかの決定をすることができる。

- 2 理事長は、学生等が職員等の指導のもとで行った発明について、当該学生等から法人に対して特許を受ける権利若しくは特許権の譲渡の申出があった場合は、当該権利を承継するかどうかの決定をすることができる。

(認定等通知)

第7条 理事長は、第5条又は第6条の規定による認定又は決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかにその旨を文書で通知するものとする。

(特許を受ける権利又は特許権の譲渡)

第8条 第5条又は第6条の規定により法人が特許を受ける権利若しくは特許権を承継すると決定したときは、発明者は、譲渡証書（様式第3号）により、当該権利を法人に譲渡するものとする。

(特許の出願)

第9条 理事長は、第5条又は第6条の規定により法人が特許を受ける権利を承継すると決定したときは、速やかに特許の出願その他必要な手続きを行うものとする。

2 発明者は、理事長が第5条の規定により職務発明ではないと認定し、又は前条の規定により当該発明について法人が特許を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、特許の出願を行ってはならない。

ただし、緊急に特許の出願を行う必要があるときは、この限りでない。

3 発明者は、前項ただし書の規定により特許の出願を行ったときは、直ちに当該出願に関する書類の写しを添え、個人出願届（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、第11条の規定により法人が特許を受ける権利又は特許権を承継した発明について、外国特許権を取得する必要があると認めたときは、外国特許の出願を行うものとする。

（第三者への権利譲渡等に対する制限）

第10条 発明者は、法人が第5条又は第6条の規定により職務発明でないとして認定し、又は法人が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定した後でなければ、当該権利を第三者に譲渡し、又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

（登録補償金の支払）

第11条 理事長は、第9条第1項の規定により特許の出願をした発明について当該権利を取得したとき又は第8条の規定により法人が特許権を取得したときは、当該権利に係る発明をした発明者に対し、登録補償金として権利1件につき2万円を支払うものとする。

（実施補償金の支払）

第12条 理事長は、法人が取得した特許を受ける権利もしくは特許権を運用し又は処分することにより収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の収入金額を次の表の左欄に掲げる金額に区分し、当該金額に同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した額から当該権利の取得及び維持に要した費用を控除した額を実施補償金として支払うものとする。

| 収入金額        | 乗じる率    |
|-------------|---------|
| 100万円以下の部分  | 100分の50 |
| 100万円を超える部分 | 100分の25 |

2 理事長は、前項に規定する額を適用することが適当でないとき、別に適当な実施補償金の額を決定することができる。

（共同発明者に対する補償）

第13条 前2条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

（登録補償金等の決定の通知）

第14条 理事長は、第11条の登録補償金又は第12条の実施補償金として支払う額の決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかにその旨を文書で通知するものとする。

（退職又は死亡したときの補償）

第15条 第11条及び第12条に規定する補償金及び第16条に規定する費用の支払いを受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職や卒業等をした後も存続する。ただし、法人との連絡が不能の状態が1年を経過した場合は、当該費用の支払いを受ける権利を喪失する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

（出願費用等の支払）

第16条 理事長は、法人が特許を受ける権利又は特許権を譲り受けた場合において、発明者が既に出願手数料等出願に要する費用を支出したときは、申出により当該費用を発明者に支払うものとする。

（考案等に関する準用）

第17条 この規程は、実用新案法第2条第1項に規定する考案及び意匠法第2条第1項に規定する

意匠について準用する。この場合において、第 11 条中「2 万円」とあるのは「1 万円」と読み替えるものとする。

(不服の申立て)

第 18 条 発明者は、その発明に係る第 5 条若しくは第 6 条の規定による理事長の認定もしくは決定又は第 11 条の登録補償金もしくは第 12 条の実施補償金の額の決定について不服があるときは、第 7 条又は第 14 条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、法人に対し、不服申立書（様式第 5 号）をもつて不服の申立てをすることができる。

2 理事長は、前項の申立てを受けたときは、申立てに対する決定を行い、不服の申立てを受けた日から 60 日以内に、その結果を申立人に対し通知するものとする。

(審査会の設置)

第 19 条 理事長は、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、発明審査会（以下「審査会」という。）をおく。

- 一 第 5 条の規定による認定及び決定に関すること
- 二 第 6 条の規定による決定に関すること
- 三 第 12 条第 2 項の規定による決定に関すること
- 四 第 18 条第 2 項の規定による不服の申し立てに対する決定に関すること
- 五 その他必要と認める事項

2 審査会に関して必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、発明等の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

発 明 届

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長様

所 属  
職 名  
氏 名 印

このたび下記の発明等をしましたので、公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

○発明等の名称

（関係書類）

- 1 発明者意見書
- 2 明細書
- 3 図面

発 明 者 意 見 書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長様

所 属  
職 名  
氏 名  
印

1 発明等の名称

2 職務発明かどうか及び権利の帰属に関する意見

|               |  |
|---------------|--|
| (1) 職務発明かどうか  |  |
| (2) 権 利 の 帰 属 |  |
| (3) 持 分       |  |

3 発明等に至るまでの経過等（職務発明かどうかの認定及び権利の帰属の判断に役立つように記載すること）

譲 渡 証 書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長様

所 属  
職 名  
氏 名 印

公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程第 8 条の規定により、公立大学法人埼玉県立大学が承継することを決定した下記の権利について、公立大学法人埼玉県立大学に譲渡します。  
なお、譲渡に際しては、公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程の内容を十分理解していることを申し添えます。

記

- 1 権利の名称
- 2 権利の内容
- 3 出願番号又は特許番号

個 人 出 願 届

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長様

所 属  
職 名  
氏 名  
印

下記について、公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程第 9 条第 2 項ただし書の規定により、発明者の名義で下記の出願を行いましたので、出願書類の写しを添えて届け出ます。

記

- 1 出願した権利の名称及び概要
- 2 出願年月日
- 3 出願番号

不 服 申 立 書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長様

所 属  
職 名  
氏 名 印

年 月 日付け第 号の認定（決定）通知書を受領しましたが、下記のとおり  
不服がありますので、公立大学法人埼玉県立大学発明等取扱規程第 1 8 条第 1 項の規定により、不服  
の申立てをします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 不服の理由